

## 室蘭市ホームページ広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、室蘭市広告掲載要綱に定めるもののほか、室蘭市ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

### (広告主の優先順位)

第2条 広告主は、ホームページという性格上公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

優先順位	広告主
1	公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、信用金庫、信用組合その他これらに類するもの
2	市内の商店その他これらに類するもの
3	市内の消費者にとって有益と思われるもの

### (広告の範囲)

第3条 広告は、公益性のあるものを掲載することとし、室蘭市広告掲載要綱第4条第2項で定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しないこととする。

- (1) 個人・団体等の意見広告を内容とするもの
- (2) 医療、医薬品、化粧品等の広告は、医療法、医事法、薬事法等の法律、医薬品適正広告基準等による規則に抵触するもの
- (3) 消費者金融、貸金等に関するもの
- (4) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (5) その他広告として掲載することが適当ではないと室蘭市長が認めるもの

### (広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページ及び他のページで、室蘭市長が指定する位置とする。

### (広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

第5条 掲載する広告はバナー広告とする。

2 ホームページのトップページにおける広告枠数は、最大10枠とする。

3 広告の掲載料（広告主から徴収できる限度額）及び規格は、次のとおりとする。

- (1) 掲載料金 トップページ1枠 1か月 14,300円  
他のページ1枠 1か月 トップページの掲載料金から100分の80を乗じて得た額
- (2) 規格（1枠） 縦60ピクセル×横150ピクセル 4KB以内 GIF89A形式
- (3) 制限 Java 及びJavaScript を使用したもの及び高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とし、ループは最長5秒で、その後停止すること。

4 2か月以上継続して掲載する場合に限り、掲載開始月の前月10日未満の掲載は、広告料を免除することができる。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、1枠1か月単位で最長6か月とし、更新を妨げない。

2 広告掲載期間内に、市のサーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長するものとし、それにより難しいときは、当該日数分に相当する広告料を日割により減額する。

(掲載の承認)

第7条 広告主は、室蘭市と広告枠の契約を締結している事業者を介して、掲載しようとする広告掲載月の7日前までに、広告主、広告主のホームページアドレス及び掲載する広告について、室蘭市に提出し、承認を受けることとし、承認を受けたデータは、広告掲載月の3日前までに室蘭市長に提出することとする。

2 室蘭市広告掲載要綱第3条により、市内に事業所を有する広告主は、本市が発行する納税証明書（滞納無証明）または市税等納入状況等確認同意書を添付しなければならない。ただし、同一年度内で、広告掲載が2回目以降の場合は省略することができる。

(内容等の変更)

第8条 室蘭市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令及びこの要領に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(室蘭市ホームページ広告審査委員会)

第9条 ホームページへの広告掲載を適正に実施するため、室蘭市ホームページ広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、総務部長を委員長とし、広報担当課長及び情報担当課長を委員として構成することとし、必要に応じて、関係課長に委員会への出席を求めることができる。

3 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 基準及び契約に関すること
- (2) 広告主及び広告内容に関すること
- (3) 前2号に定めるもののほか広告掲載に関する必要な事項

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。